

公共調達 of 適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和8年度 建物59.34㎡賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所長 玉石 宗生 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所 福岡市中央区大手門2-5-33	R8.4.1	日本コークス工業(株) 九州事務所 福岡県大牟田市小浜町 1-2-1	5010601029770	別紙のとおり	2,494,192	2,494,192	100.00%	
令和8年度 土地97,885.91㎡賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所長 玉石 宗生 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所 福岡市中央区大手門2-5-33	R8.4.1	日本コークス工業(株) 九州事務所 福岡県大牟田市小浜町 1-2-1	5010601029770	別紙のとおり	20,066,611	10,033,305	50.00%	

随意契約理由書

1. 業 務 名：令和8年度建物59.34㎡賃貸借
2. 契約の相手方：日本コークス工業株式会社 九州事務所
3. 随意契約適用法令：会計法第29条の3第4項
4. 随意契約の目的・内容および随意契約に付する理由

(1) 目的・内容

本建物は、三池港整備事業に伴う工事現場の監督業務や施工打ち合わせ等を行うための事務所用として賃貸借するものである。

(2) 理由

本事業を円滑に遂行するためには、工事現場の近くに事務所を置くことが必要である。また、港湾管理者等との施工打合せ等を開催することが多くなるため、交通の利便性等も重要であり、駅等に近い大牟田市内に事務所を確保することが必要である。

これらの要件を満たす物件を日本コークス工業株式会社九州事務所から平成27年度から借り受けており、今年度も引き続き借り受けることが最適と判断される。

よって、会計法第29条の3第4項により、日本コークス株式会社九州事務所と随意契約するものである。

随 意 契 約 理 由 書

1. 業 務 名 : 令和8年度土地97,885.91㎡賃貸借
2. 契約の相手方 : 日本コークス工業(株)九州事務所
3. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項
4. 随意契約の目的・内容および随意契約に付する理由

(1) 目的・内容

本土地は、令和元年度から三池港航路(-10m)浚渫工事で発生する浚渫土砂を一時揚土する土砂仮置場や土砂仮置場までの進入路、余水処理用の放流管を設置しているため賃貸借するものである。

(2) 理由

浚渫工事で発生する浚渫土砂から海水を分離除去するため、一時揚土する仮置き場として広大な土地が必要である。三池港に隣接する土地は、多くがすでに利用されているか、または売却予定のため賃借可能な土地は限られている。

三池港の利用状況から、揚土船接岸場所が限定されているため、接岸箇所から揚土施設まで可能な限り最短のルートで、既設の工場施設や事業者の事業活動に影響を与えず、事業継続期間中変更を要しない場所で賃借可能な土地を平成30年度の事業開始時に選定した結果、日本コークス工業株式会社所有の同土地しかなかった。

そのため、平成30年度より同土地の賃借を行い、事業を実施している。

よって、会計法第29条の3第4項により、日本コークス工業株式会社九州事務所と随意契約するものである。